

- （前のページより続き）海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（国土交通五〇四）
- 高速自動車国道に関する件（同五〇五～五一〇）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（同五一一）
- 航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する件（同五一二）
- る告示の一部を改正する告示（海上保安庁一七）
- （前文略）

- 人事院
- 〔国会事項〕**
- （人事異動）
- （皇室事項）
- （官庁報告）
- 公聴会
- 植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）
- （公 告）
- 諸事項

- 官庁
- 裁判所
- 財團関係
- 裁判所、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係、会社その他

（前文略）

○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（国土交通五〇四）

○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する件（同五一二）

○る告示の一部を改正する告示（海上保安庁一七）

（前文略）

○（前文略）

本号で公布された法令のあらまし
〔新幹線鐵道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鐵道の区間及び日を定める政令（政令第六七号）（国土交通省）
〔家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（消費者局）
〔内閣総理大臣と新幹線鐵道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間の指定に関する政令（政令第二十七号）
〔内閣総理大臣と新幹線鐵道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間の指定に関する政令（政令第二十七号）

政 令

新幹線鐵道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鐵道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十一号の項中「宇摩越百九十七番三」を「千百四十一番」に改め、同表四十八号の項中「本町三丁目九番二」を「大町二丁目十三番十二」に改め、同表五十七号の項中「十番」を「五番」に改め、同表百三十九号の項中「青島町三十七番」を「蓼原字用水堀東七百二十五番」に改め、同表百九十一号の項中「可部七丁目三百十一番二」を「可部南一丁目百二十番六」に改め、同表二百三号の項中「東町十三番」を「和多田西山西四千五百四十四番二」に改める。

新幹線鐵道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鐵道の区間及び日を定める政令（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、全国新幹線鐵道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鐵道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鐵道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

青森市と旭川市とを連絡する新幹線鐵道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間	平成二十八年三月二十六日
--------------------------------------	--------------

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十一号の項及び二百三号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一

御名 御璽

平成二十八年三月十八日 国土交通大臣 石井 啓一

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

この政令は、平成二十八年三月十八日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年政令第三百四四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令を制定する。

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百四四号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

平成二十八年三月十八日 内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

(三) (二)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織維製品及び(二)に掲げる織物(ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した織維製品であつて、次に掲げるもの(電気加熱式のものを除く。))

1 コート、セータ、シャツ、ズボン、水着、ドレス、ホームドレス、ブラウス、スカート、事務服、作業服、上衣、子供用オーバーオール、ロンパース、下着、寝衣、羽織、着物、靴下、手袋その他これらに類する衣服であつて内閣府令で定めるもの

2 ハンカチ、マフラー、スカーフ、ショール、風呂敷、エプロン、かっぽう着その他これらに類する身の回り品であつて内閣府令で定めるもの

3 床敷物(パイルのあるものに限る)、毛布、膝掛け、上掛け(タオル製のものに限る)、布団カバー、敷布、布団、カーテン、テーブル掛け、タオル、手拭いその他これらに類する家庭用織維製品であつて内閣府令で定めるもの

(一) ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋(フィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。)

(二) 食事用、食卓用又は台所用の器具

(三) 盆

(四) 水筒

(五) たらい、籠、バケツ、洗面器、浴室用の器具、湯たんぼその他これらに類する生活用品であつて内閣府令で定めるもの

(六) 電気機械器具

(一) エアコン、ディショナー(電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。)

(二) テレビジョン受信機

(三) 電気パネルヒーター

(四) 電気毛布

(五) ジャー炊飯器、電子レンジ(定格周波出力が一キロワット以下のものに限る)、電気コーヒー沸器その他これらに類する台所用電熱用品であつて内閣府令で定めるもの

(六) 電気冷蔵庫(熱電素子を使用しないものに限る)

(七) 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る)

(八) 電気洗濯機(水槽を有するものに限る)

(九) 電気掃除機(真空式のものであつて、電源として電池を使用しないものに限る)

(十) 電気かみそり

(十一) 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー

(十二) 卓上スタンド用蛍光灯器具(机等に取り付ける構造のものを除く。)

(十三) 雑貨工業品

(一) ティッシュペーパー、トイレットペーパーその他これらに類する紙であつて内閣府令で定めるもの

(二) 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

(三) 塗料

(四) サングラス(視力補正用のものを除く。)

(五) 浄水器(飲用に供する水を得るためにものであつて、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。)

(六) ショッピングカート

(七) 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく

(八) 食事用、食卓用又は台所用の器具(強化ガラスその他その内閣府令で定める素材を使用して製造したものに限る。)

(九) 鍋(アルミニウム製のもの、鉄製のほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のものの及び銅製のものに限り、容量が十リットルを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く)、湯沸かし(アルミニウム製のもの、鉄製のほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り、容量が十リットルを超えるも

○内閣府令第十二号	
家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)別表の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。	
平成二十八年三月十八日	
家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令	
家庭用品品質表示法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第百六号)の一部を次のように改正する。	
第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条中「家庭用品品質表示法施行規則(昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。	
(家庭用品)	
第一条 家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。)別表第一号(二)の内閣府令で定める織維は、次に掲げるものとする。	
一 ポリエチレン系合成織維 二 プロミックス織維 三 ポリイソブチレン系合成織維 四 ポリ塩化ビニル系合成織維 五 ポリアクリルニトリル系合成織維 六 ポリプロピレン系合成織維 七 ポリクラール織維 八 ポリクラン織維	
二 令別表第一号(三) 1の内閣府令で定める衣服は、次に掲げるものとする。	
一 帯足袋	

(十九) 哺乳用具(のを除く)、魔法瓶(内閣府令で定めるものに限る)、その他これらに類する台所用品及び食卓用品であつて内閣府令で定めるもの

(二十) 合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く)、洗濯用又は台所用の石けん(研磨材を含むものを除く)、住宅用又は家具用の洗浄剤(研磨材を含むものを除く)、台所用、住宅用又は家具用の磨き剤(研磨材を含むものに限る)、接着剤(動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く)、その他これらに類する石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化粧品であつて内閣府令で定めるもの

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。(施行期日)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

1 附 則

- 3 令別表第一号(三)2の内閣府令で定める身の回り品は、次に掲げるものとする。
- 一 ネクタイ
- 二 羽織ひも
- 三 帯締め
- 4 令別表第一号(三)3の内閣府令で定める家庭用繊維製品は、次に掲げるものとする。
- 一 ベッドスプレッド
- 二 毛布カバー
- 三 枕カバー
- 5 令別表第二号(五)の内閣府令で定める住生活用品は、次に掲げるものとする。
- 一 可搬型便器
- 二 便所用の器具(固定式のものを除く)
- 6 令別表第三号(五)の内閣府令で定める台所用電熱用品は、次に掲げるものとする。
- 一 電気ポット
- 二 電気ホットプレート
- 三 電気ロースター
- 7 令別表第四号(二)の内閣府令で定める紙は、障子紙とする。
- 8 令別表第四号(八)の内閣府令で定める素材を使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。
- 9 令別表第四号(九)の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。
- 一 中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、卓上用のもの
- 二 内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの
- 三 漆又はカシュー樹脂塗料を塗つた食事用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る)
- 四 合成ゴム製のまな板
- 5 令別表第四号(九)の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。
- 6 令別表第四号(十二)の内閣府令で定める素材は、次に掲げるものとする。
- 7 令別表第四号(十四)の内閣府令で定める靴は、甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれららの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴とする。
- 8 令別表第四号(十七)の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。
- 9 令別表第四号(十八)の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。
- 10 令別表第四号(十九)の内閣府令で定める台所用の器具は、次に掲げるものとする。
- 11 令別表第四号(十三)の内閣府令で定める靴は、甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれららの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴とする。
- 12 令別表第四号(二十)の内閣府令で定める石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品は、住宅用又は家具用のワックスとする。
- 13 令別表第四号(二十一)の内閣府令で定める石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品は、住宅用又は家具用のワックスとする。
- 附 则
- この府令は、家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第六十九号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

省令

○総務省令第十七号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行に伴い、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を

次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣 山本 早苗

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則(昭和四十二年総理府令第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号、様式第五号及び基準第六号中「第十五条第一項」を「第十九条第二項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

一部を次のように改正する。

金等に関する法律」と「第十五条第一項」とあるのは「第十九条第一項」と「不服申立て」とあるのは「審査請求」とする。に改める。

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

○総務省令第十九号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行に伴い、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)第三条第六号の規定に基づき、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣 山本 早苗

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成十九年総務省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め「同条第五号中「異議申立て」及び「決定」を削る。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次に定める。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成十九年総務省令第九十五号)の一部を次に改正する。

第一条第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め「同条第五号中「異議申立て」及び「決定」を削る。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次に定める。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成十九年総務省令第九十五号)の一部を次に改正する。

附 則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。